

「オロチくん」着ぐるみ使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、グラントワ・オリジナル・マスコット・キャラクター「オロチくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめオロチくん着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）を、使用の2ヶ月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。申し込みは使用の1年前から受け付けるものとする。なお、2ヶ月前までに使用の申し込みのない日に関しては、1ヶ月前を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(使用承認の通知)

第2条 管理者は、使用者に対し、使用の2ヶ月前を目処に承認番号を付して使用承認（又は不承認）の連絡を行う。

(使用承認基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 島根県芸術文化センター「グラントワ」の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に管理者のレクチャーを受けること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

- (3) 申込者の記載どおりに使用すること
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ着ぐるみ使用変更承認申請書（様式第2号）を管理者に提出するものとする。

(使用承認の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(使用期限)

第8条 着ぐるみの使用期限は、本事業が終了するときまでとする。ただし、使用形態によっては、管理者が承認時にそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(現状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、その使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第11条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則 この規定は、平成22年10月24日から施行する。